

J-クレジット創出連携事業 仕様書

本仕様書は、奈良県と連携事業者（以下「事業者」という。）が相互に協力して実施するJ-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を示したものである。

1. 事業の名称

J-クレジット創出連携事業

2. 事業の目的

奈良県は、令和7年3月に策定した奈良県脱炭素戦略において、J-クレジットの活用促進を掲げている。このたび、「J-クレジット創出連携事業に関する協定」を締結し、県内での太陽光発電設備等の導入によるCO₂排出量の削減で得られた環境価値をクレジット化し、脱炭素化とJ-クレジット創出の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

- (1) 本事業は、J-クレジット制度における適用方法論のうち、「EN-S-001ボイラーの導入」、「EN-S-006照明設備の導入」及び「EN-R-002太陽光発電設備の導入」により創出されるJ-クレジットを対象とする。
- (2) 事業者は、環境価値を取りまとめ、J-クレジット制度に基づきクレジットの認証を受けることとする。なお、CO₂排出量に係るモニタリング対象者にモニタリング情報の提供等を依頼する場合は、事業者が対応することとする。
- (3) 事業者は、当該クレジットの販売先、販売価格及び取引方法について、県と協議のうえ決定することとする。
- (4) 事業者は、当該クレジットの販売活動を実施し、販売先から購入代金を徴収することとする。
- (5) 事業者は、販売収益の一部を県又は太陽光発電設備等の設置者に還元することとする。
- (6) 本事業に係る一切の費用（本事業に係る費用とは、クレジットの認証申請・販売活動・収益還元に要する費用をいい、太陽光発電設備等の設置・運用に要する費用を含まない。）については、事業者が全て負担することとする。

4. 事業の期間等

(1) 事業の期間

当該クレジットの創出の日から8年間とする。なお、期間終了後の取り扱いについては、県と協議のうえ決定することとし、可能な限り認証対象期間の延長を検討する。

(2) 認証申請時期

当該クレジットの認証申請は、県と協議したうえで実施することとし、令和9年度中の認証を目指す。

(3) 販売活動期間

事業者は、販売活動及び販売収益の還元については、毎年度実施することとする。なお、販売の結果については、速やかに県に報告するとともに、販売収益の還元時期については県と協議のうえ決定する。

5. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) 事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) 事業者は、本事業の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様書に基づいた事業計画を作成し、県の承諾を得て業務を遂行すること。
- (4) 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす連携協定に定める事項を履行しない場合には、同協定を解除することがある。その際、奈良県の補助金を活用して認証されたJ-クレジットが既にある場合は、販売収益相当額の全部を、県に納入すること。
- (5) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者に、本事業に係る権利及び義務を継承させることができる。
- (6) 事業者は、本事業の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に基づき、適正に個人情報を取り扱わなければならない。本事業の期間終了後も同様とする。
- (7) 事業者は、県から資料の貸与を受ける必要がある場合は、県と協議のうえ貸与を受けると。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、事業者の責任において復旧すること。
- (8) 本事業の実施に関して、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度県と協議のうえ決定すること。